

市税などの納付に便利で安心な 口座振替を推進しています

口座振替は、一度お申し込みをすれば、指定された口座から自動的に各税・料金を振り替えることができる便利な制度です。支払窓口へのお出かけも不要で、納め忘れの心配もありません。

▶振替方法

○期別振替：各税・料金の納期限日に引き落としします。

○全期振替：第1期の納期限日に年税・料金を一括で引き落とすことができます（年度途中のお申し込みの場合、直近の納期限日に以後の納期限分を引き落とします）。

▶対象税目：固定資産税・都市計画税、個人市県民税（普通徴収）、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）

※そのほかの料金で口座振替可能なものもありますので、各担当課にお問い合わせください。

☎ 伊奈庁舎収納課（内線 2402）



10月は飼い主マナー向上 推進月間です

茨城県では、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を目的として、10月を「飼い主マナー向上推進月間」として定めています。詳しくは県ホームページをご覧ください。

☎ 谷和原庁舎生活環境課（内線 3301）



セミナー「ペットとの幸せな暮らし」を開催します

つくばみらい市動物愛護協議会では、ペットの正しい飼い方についてのセミナーを開催します。ペットを飼っている方、これからペットを飼いたい方などのご参加をお待ちしています。

▶日時：11月15日（水）午後2時～

▶場所：みらい平市民センター4階会議室2
▶講師：工藤久美子氏（NPO法人ねこだすけ代表理事、（一社）ワンウェルフェア監事、東京都動物愛護推進員）

▶定員：30人（先着順）

▶申込方法：電話またはメールフォーム

▶申込期限：10月20日（金）



☎ 谷和原庁舎生活環境課（内線 3301）

ごみ集積所は きれいに利用しましょう

ごみ集積所に、分別が不十分で収集されないごみが放置されているという相談が多く寄せられています。分別が不十分なごみは、収集されない理由を書いた啓発シールを貼りますので、捨てた方は、適正に分別してから再度集積所に出してください。

集積所の管理は、利用者の皆さんが協力して行っています。収集されないごみを放置すると、野生動物に荒らされ、周辺の家やほかの利用者への迷惑になります。ルールを守って適正にごみを分別し、集積所をきれいに利用しましょう。

▶ごみを集積所に出すときの注意点

○ごみ収集日の朝8時までに出しましょう。

○指定袋で出しましょう。

○「家庭ごみ分別の手引き」

または市ホームページを確認し、分別して出しましょう。

☎ 谷和原庁舎生活環境課（内線 3306）



令和7年度は農振除外申請の 受付を休止します

例年、農振除外申請は年3回（4月・8月・12月）受け付けていますが、令和7年度

は「つくばみらい農業振興地域整備計画」の見直しに伴い、受け付けの休止を予定しています。自己用住宅の建築などで申請が必要となる場合は、お早めにご相談ください。

☎ 谷和原庁舎産業経済課（内線 3102）

はかり（特定計量器）の 定期検査を実施します

計量法により、取引・証明に使用する「はかり（計量器）」は、2年に1回行われる定期検査に合格しなければ使用できません。

本市では、茨城県計量協会立ち会いのもと、下記日程で定期検査を実施します。



なお、今年度の定期検査で、新たに取引・証明に使用するはかりの検査を希望する方は、産業経済課までご連絡ください。

※新規購入した、または修理後検定を受けたはかりは、印刷された検定年月の翌月から1年経過していなければ、今回の定期検査が免除されます。また、検査実施日前1年以内に計量士による巡回検査を受けたはかりも免除となります。

日時	対象地区
10月19日（木） 午前10時半～正午、 午後1時～3時	小張・豊・谷井田・ 三島・東・板橋
10月20日（金） 午前10時半～正午、 午後1時～3時	小絹・谷原・十和・ 福岡・みらい平

▶場所：谷和原庁舎敷地内バス車庫

※はかりの数が膨大または運搬が著しく困難な場合は、計量士による巡回検査の制度もあります（別途料金）。詳しくは（一社）茨城県計量協会または茨城県計量検定所にお問い合わせください。

☎ 谷和原庁舎産業経済課（内線 3109）

茨城県指定定期検査機関（一社）茨城県計量協会 ☎ 029 - 225 - 7973

茨城県計量検定所 指導課 ☎ 029 - 221 - 2763